

老朽危険

空き家の解体

をお考えの所有者のみなさまへ



令和8年度 長野市老朽危険空き家解体事業補助金



令和4年度から補助金を拡大中！期間限定

対象となる空き家は？

- 市内の1年以上使っていない空き家^{※1}のうち、戸建住宅、併用住宅^{※2}又は長屋建住宅^{※3}のいずれかで、市の事前調査で、**老朽危険空き家^{※1・4}**と判定されたもの

※1 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等
 ※2 延べ面積の半分以上が住宅であるもの
 ※3 隣の住戸との壁が二重となっている空き住戸部分を含む
 ※4 原則、「道路及び隣地への影響」のあるもの（倒壊の危険等により市から適正管理通知を受けた空家等を除く）

対象となる費用は？

- 老朽危険空き家の解体工事^{※1}にかかる費用^{※2}

※1 老朽危険空き家が建つ敷地内の全ての建物、塀、立木等の解体及び撤去並びにそれに伴い発生した材料の運搬及び処分をする工事

※2 家財道具の撤去、運搬及び処分に要する費用を除く。

注) 補助金の交付決定前に工事契約や工事着手したものと及び公共事業等の補償の対象となっているものは、補助の対象なりません。

補助金額は？

【所得金額 200 万円以下の方】

- 対象となる工事費用の **6割(60%)以内の額^{※1}**を補助

※1 予算の範囲内で、**上限 120 万円**又は国が定める標準的な費用から計算する額の少ない額が限度。

最大

120 万円

補助します!!

予算が無くなり次第終了

【所得金額 200 万円を超える方】

- 対象となる工事費用の **半分(50%)以内の額^{※2}**を補助

※2 予算の範囲内で**上限 100 万円**又は国が定める標準的な費用から計算する額の少ない額が限度。

申請できる人は？

暴力団関係者ではない個人で、次の全てに該当すること

- 空き家の所有権がある人
- 本市の税金を滞納していない人
- 所得金額が 1,200(収入金額 1,442)万円以下の人
- 解体工事に係る他の補助金等の交付を受けていないこと
- 解体後の敷地等を適切に管理できる人
- 空き家に所有権以外の権利が設定されていないこと
- 土地の所有権がある人の同意が得られていること

注) 空き家が共有物である場合、相続人がいる場合、相続人が申請する場合は、別に要件があります。

注) 提出書類や手続きの流れは、裏面を確認してください。

解体工事業施工者と代理受領制度とは？

● 解体工事は、建設業法の土木、建築又は解体工事業の許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の解体工事業者の登録を受けた解体工事業者と契約することが要件となります。

● 代理受領制度は、解体工事費のうち補助金額分を市から解体工事業者へ直接支払うため、申請者は解体工事費全額を用意する必要がなく、補助金額を除いた金額のみを用意すればよい制度です。この制度が利用できるか、契約前に解体工事業者を確認してみましょう。

TEL 026-224-8901

長野市 建設部 建築指導課 空き家対策室（第二庁舎7階）

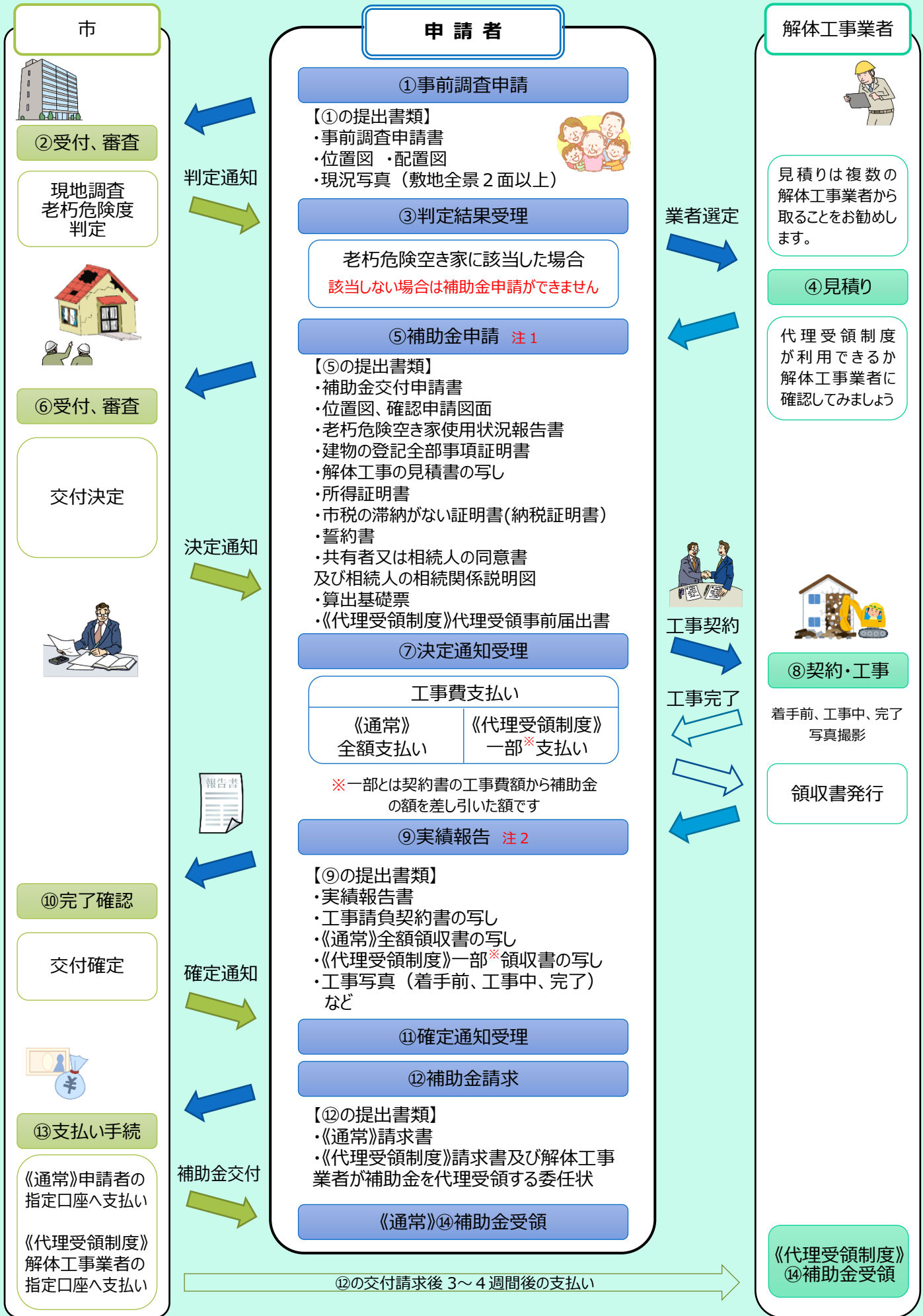
FAX 026-224-5124 長野市ホームページ [長野市空き家解体補助金](#) 検索 🔍

スマホで簡単読込



QRコード

補助事業の流れ



注1 ⑤ 補助金申請は、令和8年12月28日までに申請してください。（予算がなくなり次第、申請受付を終了します。）

注2 ⑨ 実績報告は、工事完了日から30日以内又は令和9年1月31日のいずれか早い日までに提出してください。